

産業競争力強化法に基づき

「創業支援事業計画」を策定

挑戦する起業家を応援します！

このたび西条市、サイクス、西条商工会議所、(株)伊予銀行、(株)愛媛銀行が連携し策定した「創業支援事業計画」が国による認定を受けました。

この制度は、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的に、市町村が民間の創業支援事業者(産業支援機関・商工会議所・金融機関)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、専門家による支援、創業セミナーの開催等の創業支援を実施する取り組みを、国が認定し応援していくものであり、低迷する日本の開業率を向上し、地域の活性化、雇用の確保をめぐっていくものです。

■計画の概要

当地域では、これまで西条市やサイクス、西条商工会議所、金融機関等がおのの創業支援を実施してきました。本計画では、これらの機関が

創業支援事業一覧

創業支援事業	内容	実施機関	時期
ワンストップ窓口等の設置	各機関と連携を図り相談者の課題を解決	全機関	通年
インキュベーション支援	施設の提供および創業から創業後における各種支援	サイクス	通年
女性チャレンジスクール	女性起業家を見据えたカリキュラムによる起業塾	西条市	2月頃
いよぎん西条みらい起業塾	経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を習得	(株)伊予銀行	10月～12月頃
起業支援セミナー&起業・経営相談会	ベンチャーキャピタルと連携したセミナー&相談会	(株)愛媛銀行	9月と1月

情報を共有するとともに連携体制を構築し、取り組みの強化を図ることで、起業家および創業希望者のニーズや成長過程を踏まえた適切な支援を提供します。そして、計画期間である平成26年から平成29年にかけて、年間10件の創業の実現をめざしてまいります。この目標に向け、関係機関と連携し、これまでサイクス

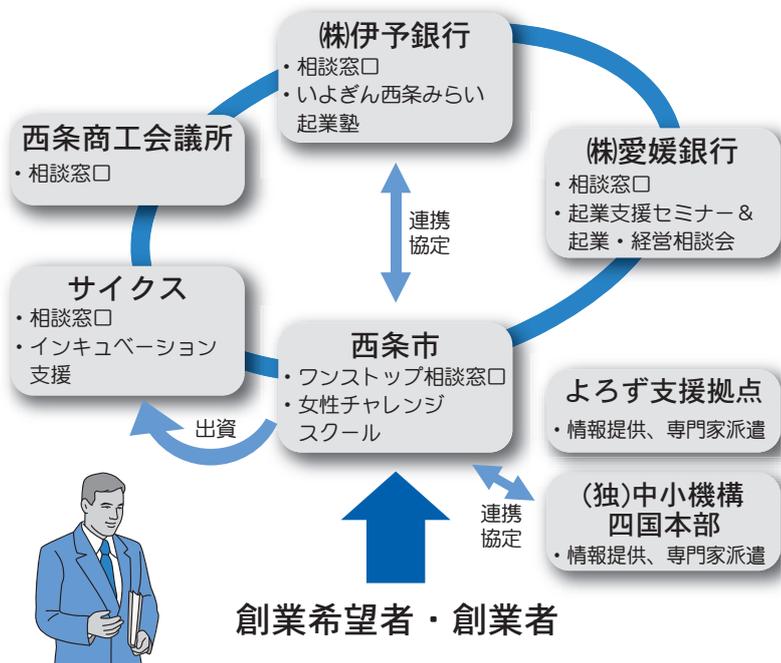
が取り組んできた起業家および創業希望者らに対する窓口相談やインキュベーション支援の強化を図るとともに、起業塾、起業支援セミナーを開催し、創業希望者の発掘から事業計画の策定、資金調達、販路開拓など起業家の成長ステージに応じた適切な支援とフォローアップを実施してまいります。

■特定創業支援事業

また、同制度では、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得を目的としたプログラムを「特定

創業支援事業」と位置付けています。同プログラムによる支援を受けた起業家は、国により登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大等の支援策を受けることが可能となっています。本計画では(株)伊予銀行が開催する「いよぎん西条みらい起業塾」が特定創業支援事業に該当し、全7回開催されるセミナーの受講により、創業後の安定した経営が期待されるものとなっています。

<計画の全体像>



このように、専門知識を有する各種機関が、おのの強みを活かした効果的な創業支援と、ネットワークの構築による幅広い情報提供に取り組むことで、当地域の創業促進を図ってまいります。サイクスでは、挑戦する起業家を積極的に応援いたします。皆さまもぜひご利用ください。